

[事案 2022-146] 新契約取消請求

・令和5年2月13日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消してほしい。

- (1)設計書は契約当日に初めて示され、数分の簡単な説明しかなく、内容は理解できなかった。
また、相続対策と聞いていたが、年金保険には興味も加入意思も全くなかった。
- (2)募集人は、保険会社の複数の商品を取り扱っているにもかかわらず、本契約しか提案しなかったため、他の保険契約を選択する余地がなかった。
- (3)金利が低く、契約するには不利な時期であるにもかかわらず、本契約を勧められた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、申立人の親が申立人に資産を残すための保険で、募集人は契約内容を親と話合った上で決定しており、設計書を用いて申立人にも説明している。
- (2)当社が取り扱っている年金保険は本契約のみである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を把握するため、申立人および申立人親、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。